

# 安城市国土強靱化地域計画 【概要版】

## ■ 安城市国土強靱化地域計画について

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。平成 26 年 6 月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

また、愛知県においても県の強靱化に関する施策について、国の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携によって推進する指針として「愛知県地域強靱化計画」が平成 28 年 3 月に策定され、令和 2 年 3 月には改訂が行われています。

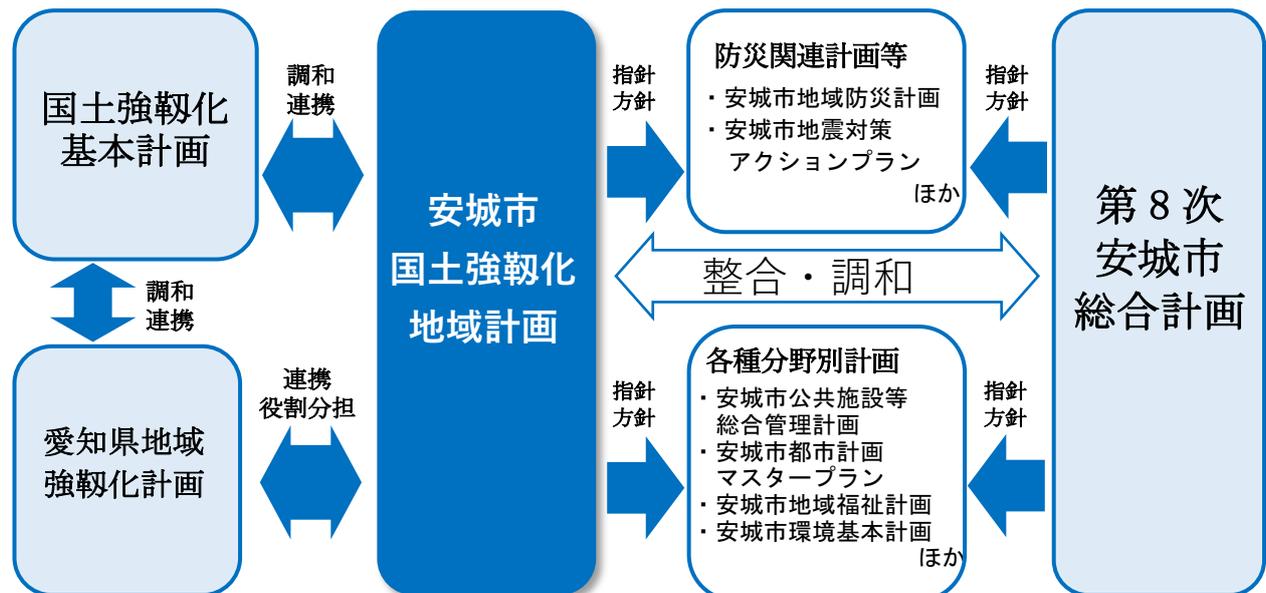
こうした動向を踏まえ、本市においても、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「安城市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

## 第 1 章 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づき、市政運営の基本方針である「第 8 次安城市総合計画」を最上位計画とし整合・調和を図りつつ、地域の強靱化を推進していくための根本となる理念や視点、基本目標、対策方針について定めています。

災害に対処するための基本的な計画である「安城市地域防災計画」などとの連携を図りながら、本市における強靱化施策を推進する上での指針として位置付けるものです。

### ■ 計画の位置づけ



## 第2章 安城市の地域特性等

○本市の地域特性や現状を次の5つの視点から分析しました。

- ① 地形
- ② 人口動向
- ③ 産業特性
- ④ まちの現状
- ⑤ 社会資本の老朽化等

○本計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる恐れのある地震・津波、豪雨・台風（洪水・浸水等）、土砂災害、異常湧水などの大規模自然災害を基本とします。

## 第3章 安城市の強靱化の基本的な考え方

### ○基本目標

国の基本計画や愛知県地域強靱化計画の基本目標を踏まえ、以下の4つを基本目標としました。

- 1 市民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

### ○留意事項

基本目標の達成に向け、国の基本計画や愛知県地域強靱化計画を踏まえ、以下の6つの事項に留意して取り組むこととします。

- 強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証した取組の推進
- 長期的な視野を持った計画的な取組の推進
- 少子高齢社会による人口構造の変化や社会資本の老朽化に対応
- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる効果的な施策の推進
- 各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮

## 第4章 安城市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3 津波等による死傷者の発生 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-5 土砂災害等による死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われ被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱 3-2 国、県、市、地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 5-4 食料等の安定供給の停滞 5-5 異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6. ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小化し早期に復旧する	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺 7-3 雨水ポンプ場等の防災施設の損壊・機能不全による被害の発生 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

○基本目標を達成し、本市を強靱化する意義を実現するため、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定し、それぞれに強靱化施策の推進方針を定めました。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	強靱化施策の推進方針
1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	・住宅・建築物等の耐震化等の促進 ・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	・迅速な輸送経路啓開等に向けた対策の推進 ・水道施設の老朽化対策等の推進
3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	・公共の安全等の秩序維持体制の整備 ・緊急交通路の確保
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	・情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等 ・情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	・個別企業 BCP 策定等の促進 ・道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進
6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	・電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化 ・民間事業者との連携による燃料の確保等
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	・救助活動能力の充実・強化 ・公共施設等の耐震化の推進・促進
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物の仮置場の確保の推進 ・災害廃棄物処理計画に基づく対策の促進等

【リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針の例】（一部抜粋）

○愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野を踏まえ、11の個別施策分野及び5つの横断的分野を設定しました。

個別施策分野	
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	⑦ 交通・物流
② 住宅・都市	⑧ 農林水産
③ 保健医療・福祉	⑨ 地域保全
④ エネルギー	⑩ 環境
⑤ 情報通信	⑪ 土地利用
⑥ 産業・経済	
横断的分野	
A リスクコミュニケーション	D 研究開発
B 人材育成	E 産学官民・広域連携
C 老朽化対策	

## 第5章 計画推進の方策

本市は、本計画を全庁横断的な体制で推進します。

本計画の実施にあたり、施策や重要業績指標の進捗状況の把握等を行い、進捗等に応じて施策を不断に見直すPDCAサイクルを回し、必要に応じて新しい施策等を追加していきます。加えて、「安城市地域防災計画」等の関連する計画についても、本計画との連携を図るため、計画内容の修正を行います。

### 安城市国土強靱化地域計画

令和2(2020)年8月

編集・発行  
問い合わせ

安城市企画政策課、市民生活部危機管理課  
危機管理課  
〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号  
電話：0566-71-2220（直通）  
FAX：0566-71-2295（直通）